

## 第43回 岩手県環境審議会大気部会 会議録 [要旨]

### 1 開催日時

令和3年1月20日(水) 14:00~15:50

### 2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 3階 研修室兼展示室

### 3 出席者

#### 【委員(敬称略、50音順)】

小野澤 章 子

小野寺 真 澄

齊 藤 貢

主 濱 了

滝 川 佐波子(部会長職務代理者)

#### 【事務局員(岩手県環境生活部環境保全課)】

環境保全課総括課長 黒 田 農

環境調整担当課長 吉 田 雅 則

総括主任主査 阿 部 なるみ

主 査 吉 田 幸 司

主 任 佐々田 丈 瑠

#### 【その他の出席者(オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課

主 事 二 又 雄 大

### 4 議 事

#### (1) 審議事項

ア 大気汚染防止法に基づく令和3年度大気汚染調査測定計画について

#### (2) 報告事項

ア 令和元年度測定結果について(大気)

(資料1-1、資料1-2により事務局から説明)

#### ○滝川委員

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。確認ですが、資料1-1の4ページの測定体制において、6市1町の7地点との説明がありましたが、資料の記載とおり7市1町の8地点で問題ないでしょうか。

#### ○事務局

申し訳ございません。資料のとおり7市1町の8地点となります。

○齊藤委員

令和元年度の大気環境測定結果が概ね良好に維持しており、平成15年度から二酸化硫黄等の環境基準達成状況が100%達成を継続しています。ここで、測定地点の継続も重要ですが、平成15年から20年近く経とうとすることを考慮すると、市街地化など現在の測定地点が本当に測定ポイントとして適しているか検討はされないのでしょうか。測定局を新規に設けることは難しいと思うので、測定機器を配置替えする等の検討も考慮し令和3年度の測定計画をたてられているのか。

○事務局

測定機器の移転については、機器の設置配備や更新等の関係で予算に絡む話となるので単年度ごとの検討は難しい。ただし、長期的な視点からは、人口の増減や測定結果の推移を考慮し、見直しをする必要はあると考えている。いつ頃になるかは、現段階では未確定だが、内部では検討が必要との認識で考えております。

○齊藤委員

測定局によって測定項目も異なっていますが、光化学オキシダントでいえば県内全地点・全国的に環境基準の達成状況は低い状況となっている。例えば、光化学オキシダントの発生源になる非メタン炭化水素は1箇所ですべて測定されていますし、二酸化窒素が光化学オキシダントの発生要因の1つであることは既に明確であることから、原因物質との因果関係が分かるような測定配置になっていない気がします。測定機器を別の測定地点に移設することは出来るのでしょうか。

○事務局

国で定めているマニュアル範囲内での、人口当たりの配置等の移設検討は可能ですが、長期的な視点での配置検討においては齊藤先生からご意見等をいただき、内部でも精査していきたいと考えております。

○齊藤委員

自排局では光化学オキシダントが測定されていないようですが、原因物質との関係性・傾向を把握できるようにされてはいかがでしょうか。

○事務局

データを蓄積する意味では、同一地点での継続測定が重要となってまいります。ただ、測定局設置の建物が取り壊される関係で局の移設を行っている事例もございますが、齊藤先生がご提案されている事例については過去に検討を行ったことがないので、今後ご意見をいただきながら検討を行いたいと考えております。

○齊藤委員

測定局を増やすことは難しいと思うので、現在ある測定地点が人口の増減にあわせて本当に適しているのか、検討していただければと思う。

○事務局

測定局は測定機器を稼働させるため、電気が必要となる関係から県の施設に置くことが多い。県の施設も街中にあるので、測定地点としてはある程度適していると考えております。

○滝川委員

齊藤委員よろしいでしょうか。ほかにご質問ございますか。

○小野澤委員

全体的に環境基準は達成されているとの説明でしたが、唯一環境基準を達成できてない光化学オキシダントについては、注意報の発令基準に至らなかったことから大丈夫との説明でしたが、注意報の発令基準は大防法に基づく基準なのでしょうか。

○事務局

大防法に基づく基準となります。

○小野澤委員

環境基準と注意報発令基準の間のゾーンについては、どのように解釈すればよいのか。住民の観点からどのように受け止めればよいのか教えていただきたい。

○事務局

環境基準値は1時間値 0.06ppm 以下、注意報発令基準は1時間値が 0.12ppm 以上となっております。環境基準はあくまで行政上の目標基準となり、健康被害が生じる目安として、注意報発令基準が定められております。環境基準を超過したことで直ちに健康に被害が生じるわけではございません。

○小野澤委員

実質的に 0.12ppm 以下であれば、健康上に問題はないとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

本基準値は、WHO などの知見を国が集約し、最大安全値をとったものでございます。よって、小野澤先生がお話されているとおり、実質 0.12ppm 以下であれば健康上に問題はないと

判断していただければと存じます。

○小野澤委員

行政上の目標値である環境基準値 1 時間値 0.06ppm 以下については、濃度 0 を目指すわけではないとの認識になるのでしょうか。

○事務局

実質濃度を 0 にすることは不可能なので、自然に存在する濃度として 1 時間値 0.06ppm 以下を目指すとの認識になります。

○小野澤委員

住民の全ての方が環境基準値や注意報発令基準の意味を理解しているわけではないので、今回の調査結果の要旨部分において、その辺りがわかるように記載していただけるとより初心者の方が見ても分かりやすくなると思います。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。表現方法については、内部で検討を行います。

○滝川委員

資料 1-1 から超過時間数が岩手県内では、概ね 3 % となっていますが、超過した時間数が少ないから健康上に問題は無いとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

環境基準値は健康上では被害を及ぼすレベルではないと認識しております。注意報発令基準に関しても、1 時間値 0.12ppm が継続して超過した場合に健康に被害を及ぼすこととなるので、瞬間的な曝露は大きな問題はないと考えております。

○齊藤委員

補足ですが、1 時間値が瞬間的に大きくなってしまった場合、環境基準を超過したとの考えになるので、% が少ないから大丈夫との認識ではなく、高濃度が継続的に続く場合は健康に被害が生じるとの認識となります。恐らく、日中瞬間的に上昇し、次の 1 時間値では下がるとの状況が多いと考えられます。

○滝川委員

ほかにごございますか。齊藤先生からのご指摘については今後検討するとして、特になければ、令和 3 年度大気汚染調査測定計画について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○滝川委員

それでは、事務局の案のとおり決定いたします。

(1) 審議事項

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和3年度ダイオキシン類調査測定計画について

(2) 報告事項

ア 令和元年度測定結果について（ダイオキシン類）

（資料2-1、資料2-2、資料2-2参考により事務局から説明）

○滝川委員

ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

○滝川委員

特になければ、令和3年度ダイオキシン類調査測定計画について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○滝川委員

それでは、事務局の案のとおり決定します。

(1) 審議事項

ウ 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

（資料3により事務局から説明）

○滝川委員

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

○齊藤委員

測定する場所は変わらないが、地域指定が変更になるので環境基準が変わるとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

その認識で問題ございません。

○齊藤委員

となると、山田町では今回の変更前では「第一種中高層住居専用地域」で測定されていたこととなりますが、今後は「近隣商業地域」として測定するとの認識でよろしいでしょうか。今まで「第一種中高層住居専用地域」として測定していた地点を継続して測定するとの意味から別の地域で「第一種中高層住居専用地域」の測定を行わなくても問題ないのでしょうか。

○事務局

法に基づき道路交通等の騒音に関しては常時監視が義務付けられていますが、自治体で用途地域での騒音測定が定められているものではございません。苦情等があった際の規制基準が5ページに記載されている基準が適応され、今回の変更で「第一種中高層住居専用地域」から「近隣商業地域」に規制基準が変更になるとの意味でございます。

○滝川委員

齊藤先生よろしいでしょうか。他にご質問はございますか。

○小野澤委員

4ページにおいて、地域変更にあわせて色が変わったとのことですが、ブルーのエリアが白色のエリアと隣接しています。これは津波による被害を受けたとのことですが、元々住宅地であったとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

元山田病院及び病院職員寮があったエリアになります。

○小野澤委員

分かりました。都市計画法における騒音振動の環境基準は、指定された区域内では5ページに記載されている環境基準内に抑えるとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

その認識で問題ございません。住民から苦情があった際に指定地域によって基準が異なることとなります。

○小野澤委員

商業地域が目の前にある住居は騒音振動が大きくなると思いますが、その場合は住宅地

側で測定を行い、指定地域で記載された基準値以下にするとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

仮に苦情主の地域が「第一種中高層住居専用地域」の場合、適応される環境基準は「第一種中高層住居専用地域」の数値となります。商業施設が目の前にあり、基準値を超えてしまう場合は役場経由となりますが、企業努力となりますが何らかの形で商業施設に対して、騒音を下げようにご相談・説得させていただく形で協議する流れとなります。

○小野澤委員

苦情を受ける側の基準も重要とのことですね、分かりました。

○滝川委員

用途地域の変更は、被災地の復興にあわせて変わるものだと思いますが、各自治体からの要望より変更されるとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

毎年県から町村に対して用途地域変更の照会をかけております。市に関しては権限移譲を行っておりますので、各町村から変更要望があった際に、手続きを行う流れとなっております。

○滝川委員

分かりました。他にございませんでしょうか。特になければ、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○滝川委員

それでは、事務局の案のとおり決定します。これらの審議結果につきましては、2月5日に開催予定の環境審議会で報告することといたします。なお、審議会への部会報告案の作成作業などの事務手続きは、事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 報告事項

イ 自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音測定について  
(資料4-1から資料4-6により事務局から説明)

○滝川委員

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。まずは、資料 4-1、4-2 の自動車騒音に関することで皆様からご意見ございますか。

○齊藤委員

資料 4-2 の 1 ページ表 1 の地域番号の考え方について教えて下さい。この表をみた感じでは 1 が沿岸エリア、2 が県南エリアに割り振られているようですが、3 と 4 は特に 4 は県央エリアと岩泉町と一貫性がない形となっているので、岩泉町と雫石町を入れ替えたほうがエリアごとに固まるかなと感じました。

○事務局

本調査はローリングで各町村を調査しており、前回調査から 4 年後に再調査となるように組んでおります。かつては市も含んでローリング調査を行っていたが、平成 24 年度に市に権限移譲を行った関係で市の調査部分が抜けて、従前の調査期間が維持できるように調整し今の形となりました。評価区間延長が各番号でなるべく同一になるように調整したものです。

○齊藤委員

分かりました。

○滝川委員

他にございませんでしょうか。では続きまして、新幹線騒音振動について委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

○小野澤委員

地域類型で I 類型、II 類型とありますがこれはどうゆう意味でしょうか。

○事務局

お配りした環境便覧の 164 ページを御覧ください。こちらの表で、都市計画法により分類される地域により I 類型、II 類型と分けられております。例えば、「第 1 種低層住居専用地域」だと I 類型に該当し、「商業地域」になりますと II 類型に該当することとなります。

○小野澤委員

II 類型の方が、基準値が高いのは商業・工業地域が対象となっているので、多少うるさくても致し方ないとの認識でしょうか。



○事務局

そのようなイメージで問題ありません。

○齊藤委員

新幹線騒音に関しては、環境基準達成率が50%未満とのことからJRに対して毎年改善要望を実施しているとのことでしたが、測定地点について一般住民の方々は知っているのでしょうか、また新幹線に関する苦情がどのくらい来ているのかお分かりになれば教えていただきたい。

○事務局

資料4-3の4ページを御覧ください。測定地点の選定は県及び沿線市町村が代表地点として選定している定点と、苦情が来た際にスポット的に測定を行う苦情地点と分けて測定を実施しています。基準を大きく上回る地点や数年連続で基準を超過している地点を中心にJRに対して沿線市町村と共に改善を要望しています。

○齊藤委員

住民の意向が測定地点に反映されているとのことですね。分かりました。

○小野寺委員

JR側に要望を行った後、JR側の対策等はどういう形で確認されているのでしょうか。

○事務局

東北新幹線は岩手県以外の県も通過しているので、順番にレール削正など防音対策を実施しています。また、環境省が実施している75db対策として75dbを超過する地点は早急に対応する必要があることから、JR側として順番に対応を行っているところでございます。

○小野寺委員

過去毎年、基準を超過している地点もあると思いますが結果的には放置されているのでしょうか。75dbを超過している地点は恐らく毎年基準を超過していると考えられるので。

○事務局

行政サイドから考えて長期間放置されていることは、対応としてよろしくないことから何らかの形でJR側に早急改善を要望する等、対策を行っていると思いますが確認して御回答いたします。

○事務局

また、先ほどの説明でお話のあった環境省が実施している 75db 対策とは I 類型にも関わらず 75db を超過している測定地点を中心に、早急改善を行うものになります。

○小野澤委員

資料 4-3 の表 4 の防音壁が無い測定地点が、小野寺委員がご指摘された放置された測定地点となるのでしょうか。

○事務局

JR 側も独自に測定を行っている地点があり、そこも含め順次対応を行っております。東北新幹線は岩手県以外も通過しているため、沿線県の基準超過地点を順番に対応しておりますので、岩手県内の測定地点と JR の対策地点がうまくかみ合えば改善対策となりますが、順番に対応するため、まだ対策が行われていない測定地点については放置されている形にはなってしまいます。また、新幹線の最高速度も上がってきております。以前の最高速度では基準をクリアしていたが、最高速度の引き上げにより基準未達成になる測定地点もあると思います。併せて、今後新型車両の導入が見込まれることから、盛岡以北の測定地点も基準を超過する可能性もあることから引き続き動向を注視してまいります。

○滝川委員

他にございませんでしょうか。では続きまして、花巻航空機騒音について委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

○齊藤委員

資料 4-5 の 4 ページの青枠内が、類型の指定がなされているエリアとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

その通りでございます。

○齊藤委員

今回、測定地点が N1 から N4 に変更になっています。N1 は今までの経年変化グラフから測定地点で一番騒音が大きい地点となっていました。令和 3 年度も N4 で測定を実施して大丈夫でしょうか。

○事務局

N1 地点は私有地で測定機器を置かせていただき、騒音測定を実施していたが、令和元年

度の測定も継続して実施する予定でしたが、所有者に測定を断られたため N4 地点に変更した経緯がございます。今後、N4 で継続して測定し、航空機騒音を測定する地点として適切か今後検討いたします。

○齊藤委員

滑走路が南北に伸びていることから、航空機の離着陸により N1 地点の騒音が高かったと推測される。N4 地点はむしろ、国道 4 号に沿った地点なので、航空機騒音より自動車などその他の騒音をひろってしまうのではないのでしょうか。例えば、N1 に代わる測定地点として青枠内で N1 と概ね同一状況となるような箇所を選定し、年 4 回測定することはできないのでしょうか。何か年 1 回にしなければならない理由等があるのでしょうか。

○事務局

年 1 回にしなければならない理由はございませんので、青枠内で測定が可能な場所を探してみます。

○滝川委員

では、今後測定地点を探すとのことによろしいでしょうか。他に皆様からご意見等ございますか。

○小野澤委員

青枠外は無指定との認識でよろしいでしょうか。恐らく、都市計画法の地域類型にあわせて、Ⅰ類型・Ⅱ類型が指定されていると思うが、どの様な形でこの青枠が決まったのか教えていただきたい。

○事務局

環境便覧の 163 ページの航空機騒音環境基準にのっとり、類型を指定しております。

○小野澤委員

花巻市で定めた都市計画法の地域指定が、この青枠内に当てはまるとの認識でよろしいでしょうか。

○事務局

青枠内からはみ出ている地域もありますが、イメージとして花巻市で定めた都市計画法と航空機騒音が聞こえるエリアを大まかにまとめると青枠内になるとの設定になります。

○小野澤委員

法律による根拠で青枠を囲ったわけではないとことでしょうか。

○事務局

地域の当てはめを行う際に、詳細シミュレーションや花巻市が定めた都市計画法に基づく地域類型を総合的に考慮し、コンターマップとして生じた形をこのような楕円形のエリアとしてくくったものになります。本資料には明記されていませんが、この青枠内でⅠ類型、Ⅱ類型が分けられている形になります。

○小野澤委員

県と花巻市が調整を行い、青枠内が航空機騒音の影響を受けることになるとの整理になりますが、そもそも青枠外で測定する意味はあるのでしょうか。

○事務局

測定機器を設置する際に、ある程度の敷地が必要であることや所有者の許可をいただくことなどから全ての測定地点において青枠内で納めることが難しい。ただ、ご指摘がありましたとおり、青枠外については環境基準がないため、今後青枠内で測定ができる箇所がないか探して、測定地点の見直しを図ってまいります。

○小野澤委員

様々な状況を考慮して青枠を設定されているので、今後は青枠内で測定が図れるように、測定地点の見直しをしていただければと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございました。

○小野寺委員

測定回数についても、無指定が年1回、類型が指定されている箇所については年4回となっているが、測定場所や状況に併せて測定回数を変更したほうがよいのではないのでしょうか。年4回測定している地点の測定結果をみますと、季節により結果のバラつきがあるのでその辺りを考慮してはいかがでしょうか。

○事務局

今後、測定地点を検討する際に、季節変動による測定結果のバラつきに関しても考慮してまいりたいと思います。



議会等はありません。

○主濱委員

放射能測定は、県内に放射能施設の存在に関わらず測定を行っているはずです。

○事務局

放射能の測定自体は県又は市で実施しております。

○主濱委員

県はどこの部署が実施しているのでしょうか。

○事務局

県の測定は環境生活部の中で実施しております。チェルノブイリ原発事故から日本全国で放射能の測定が開始され、岩手県ではそこから本格的に放射能測定を開始いたしました。また、東日本大震災の福島原発事故から測定地点数を増やして対応しており、毎年福島原発事故に関する放射能測定結果の報告書も作成し、全市町村に配布しています。

○主濱委員

県民の皆様にも公表しているのでしょうか。

○事務局

公表しております。当該報告書には大気放射能以外に農作物への放射能測定など含まれております。

○主濱委員

今、問題になっている福島原発から発生する処理水による海洋汚染によって、漁場への影響も大きいと推測されます。放射能の人体への影響もさることながら、県として漁場を守るとの意味でも放射能監視を実施し、対応することが必要であると考えております。ちなみに、なぜ環境審議会に放射能に関する部会が無いのでしょうか。

○事務局

実は滝沢市にはラジオアイソトープに関する施設があることから、滝沢市役所の方でお持ちになっている委員会には県も一緒に参加し共同で監視している。岩手県の中には放射能処理施設等が存在しないことから、施設を監視する組織がないところでございます。

○主濱委員

放射能という枠は県で止まってしまうのでしょうか。県境を越えて影響を及ぼすわけなので、そんなことはないはずです。

○事務局

福島原発事故後は、環境生活部の中で放射能を監視する組織ができております。環境生活企画室に放射能を担当する係がございます。

○主濱委員

再度お聞きしますが、なぜ環境審議会で放射能を審議しないのでしょうか。

○事務局

現状では福島原発事故対策委員会は設置されており、放射能に関してはそちらで運用する形をとっております。環境審議会とは別組織として運用しているものでございます。

○主濱委員

分かりました。2点目のプラスチックに関してはいかがですか。

○事務局

一般廃棄物の関係もあり、環境審議会の中に廃棄物に関する部会が設置されております。そちらの部会でリサイクル資源等の話についても審議しているところでございます。いただいたご意見に関しては大気部会から廃棄物部門の部会へお知らせします。

○主濱委員

分かりました。よろしく願いいたします。

○滝川委員

委員の皆さまから他にございますか。

○小野寺委員

放射能事故に関しては、いつ起こるか分からない状況でもあるので、過去の経緯にこだわらず柔軟に対応していただきたい。

○事務局

六ヶ所村の話も出ましたが、六ヶ所村の放射能施設に関しては毎年環境生活部の職員が施設を視察している。視察の際に、先方の放射能対策や測定状況などをお知らせしてもらっ

ております。また、海洋関係については、六ヶ所村に放射能施設ができる際に青森県が放射能処理水の影響を確認するために青森県湾内の海洋調査を行うことになりましたが、隣接する県北久慈湾エリアについても海産物や海水調査をしていただくよう青森県にお願いし、青森県の方で調査を実施していただいております。

○主濱委員

放射能に関しても今日の部会で報告された各測定結果と同様に体系づけておく必要があるかと存じます。

○小野寺委員

法体系が違ったとしても、岩手県の環境に係ることなので既に情報発信していることであれば、環境審議会の中で参考資料として提供することは可能でしょうか。

○事務局

可能でございます。

○小野寺委員

そういった資料があると皆様興味をひくテーマでもあるので、よりよい審議が行えるのではないのでしょうか。

○事務局

親会を運営する環境生活企画室企画担当にもお知らせして、配布できる資料に関しては配布するよう手配いたします。

○滝川委員

それでは、本日の議事は以上をもちまして終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。